

高齢者福祉

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加や、要介護高齢者を支える家族の状況の変化などの社会的な背景から、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度が施行されてから、今年で25年が経過します。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスの基盤整備のほか、介護予防の推進や生きがいの促進、生活環境の整備など、様々な高齢者施策に総合的に取り組んでいます。

1 高齢者の状況

(1) 65歳以上の人口

（令和8年3月31日現在 単位：人）

区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以 上	合 計	総人口 に占め る割合 (%)
男	7,470	8,372	8,825	5,076	3,030	1,307	246	37	34,363	32.7
女	9,081	10,444	12,423	8,595	6,695	3,922	1,320	239	52,719	41.9
合計	16,551	18,816	21,248	13,671	9,725	5,229	1,566	276	87,082	37.7

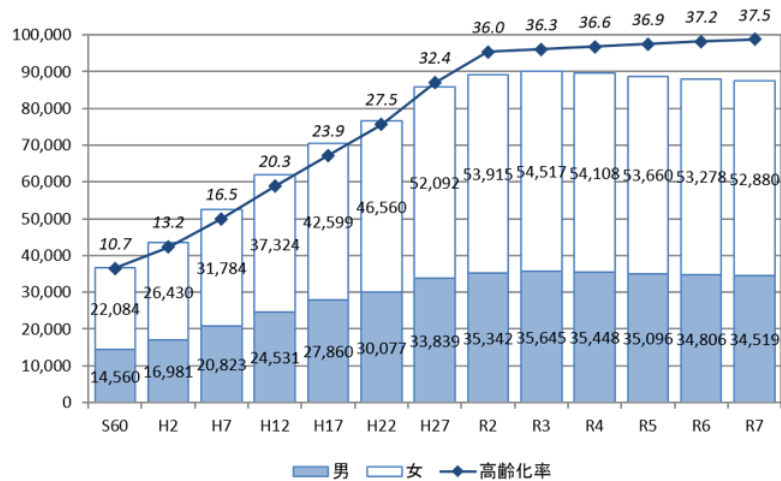
65 歳以上の人口割合

(単位：人，％)

区分 年	函 館 市 の 人 口				高 齢 化 率		
		うち 65 歳 以上			函 館 市	北 海 道	国
			男	女			
昭和60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0
27	265,979	85,931	33,839	52,092	32.4	29.1	26.6
令和2	251,084	89,257	35,342	53,915	36.0	32.2	28.7
3	248,106	90,162	35,645	54,517	36.3	32.3	28.5
4	244,431	89,556	35,448	54,108	36.6	32.5	28.6
5	240,218	88,756	35,096	53,660	36.9	32.8	28.8
6	236,515	88,084	34,806	53,278	37.2	33.0	28.9
7	232,760	87,399	34,519	52,880	37.5	33.4	29.0

※ 昭和60年～令和2年：国勢調査（昭和60年～平成12年は旧町村分を合算）

※ 令和3年～令和7年：住民基本台帳（外国人住民を含む）（函館市：各年12月末現在，北海道および国：令和4年～令和8年各1月1日現在）



(2) ひとり暮らしの高齢者

(令和2年国勢調査 単位：人)

区分	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	計
男	1,834	1,696	1,054	796	764	6,144
女	2,659	3,466	3,355	3,191	3,522	16,193
計	4,493	5,162	4,409	3,987	4,286	22,337

2 第10次函館市高齢者保健福祉計画・第9期函館市介護保険事業計画 (令和6(2024)年3月策定)

(1) 計画策定にあたって

ア 計画策定の根拠および背景

高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、これまで3年ごとに見直ししながら、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このような中、令和5(2023)年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたほか、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法が改正されたことから、前計画の取組を基礎としながら、中長期的な人口動態や介護ニーズを見据えた介護サービス基盤の整備をはじめ、地域包括ケアシステムを深化・推進するため各種施策に取り組む計画としています。

イ 計画期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間

ウ 計画策定に向けた体制および取組

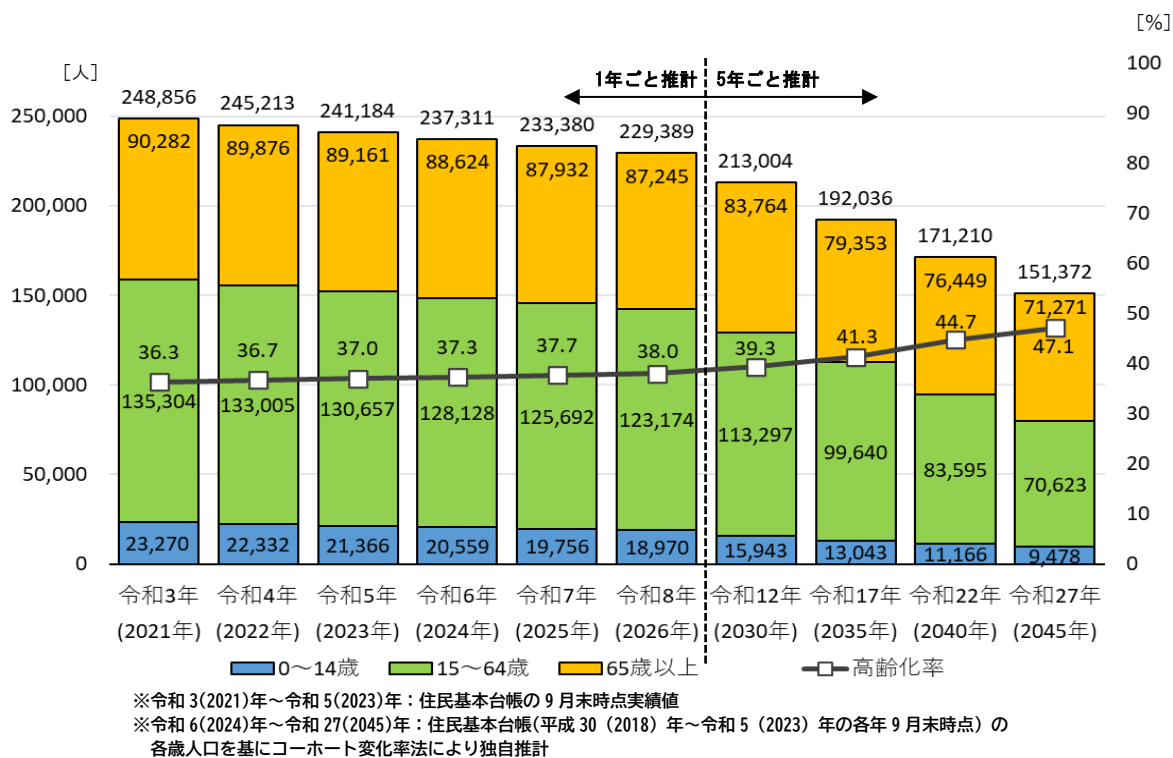
以下の取組などを通じて本計画を策定しています。

- (ア) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催
 - ・ 構成員15名、令和5年度は4回開催
- (イ) 市民への情報公開
 - ・ 函館市高齢者計画策定推進委員会の会議の公開および協議経過をホームページ上で公開
 - ・ パブリックコメントの実施
- (ウ) 各種調査の実施
 - ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ・ 在宅介護実態調査
 - ・ 介護保険施設等需給状況調査
 - ・ 介護人材の確保・定着に向けたアンケート調査
 - ・ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

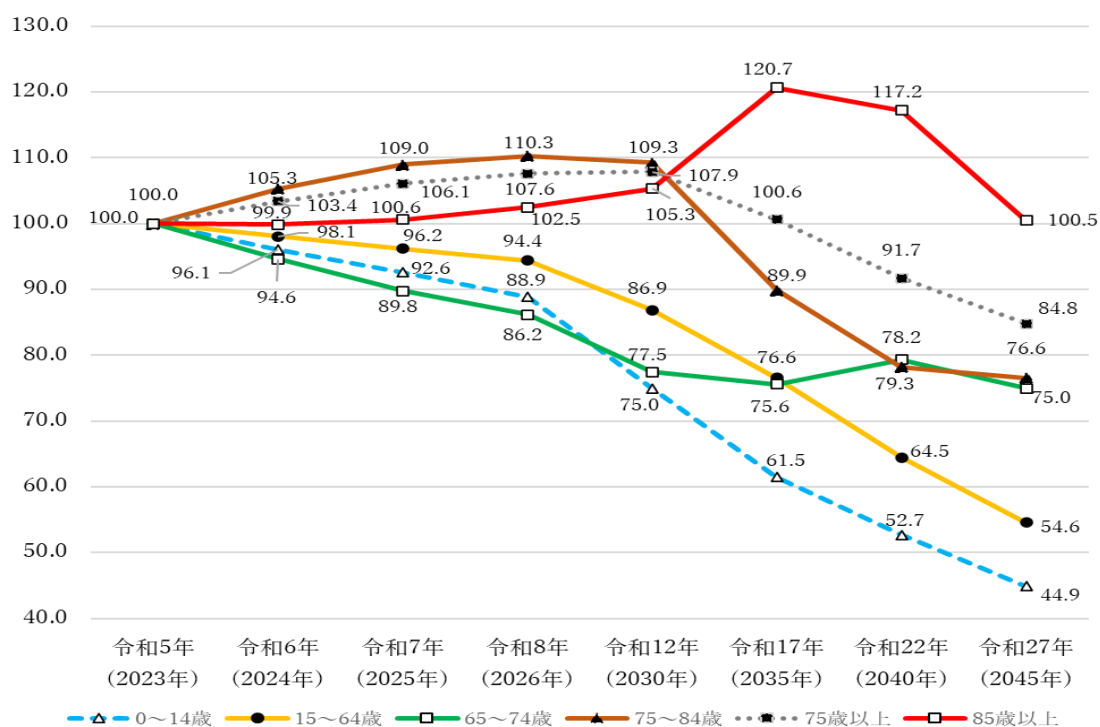
(2) 高齢者を取りまく現状と課題

【本市の人口と高齢化率】

本市の総人口は減少傾向にあり、高齢者数、生産年齢人口ともに減少していくものと見込まれますが、65歳未満の人口の減り方が高齢者数の減り方を上回るため、今後も高齢化率は上昇していくことが予測されます。

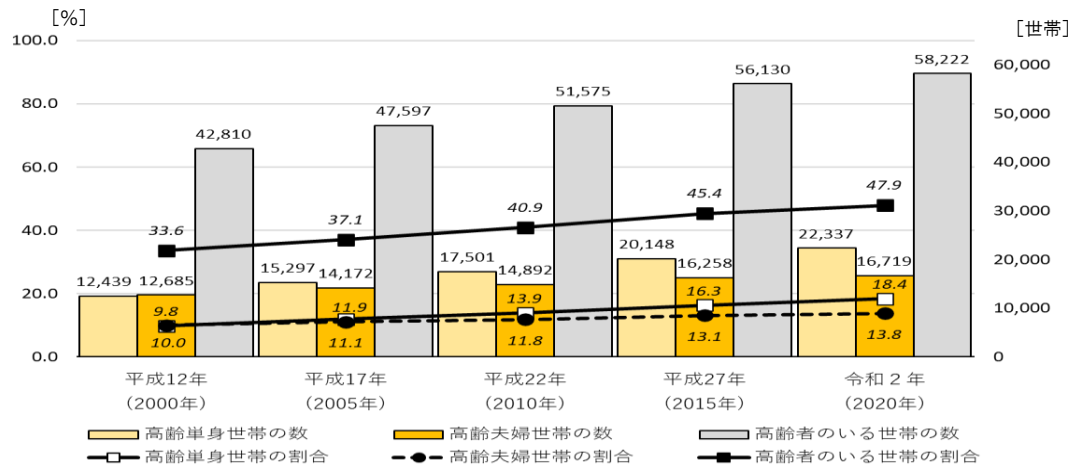


【参考：令和5(2023)年9月末時点を100とした場合の年齢区分ごとの増減推移】



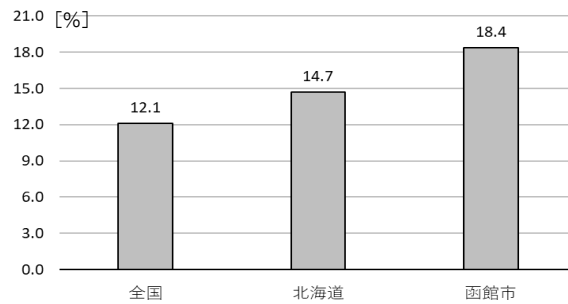
【本市の高齢者の世帯状況】

本市では一般世帯に占める高齢単身世帯の割合は増加傾向であり、令和2年（2020年）の国勢調査の結果では一般世帯のうち18.4%が高齢単身世帯であり、国や北海道と比較して高い状況にあります。



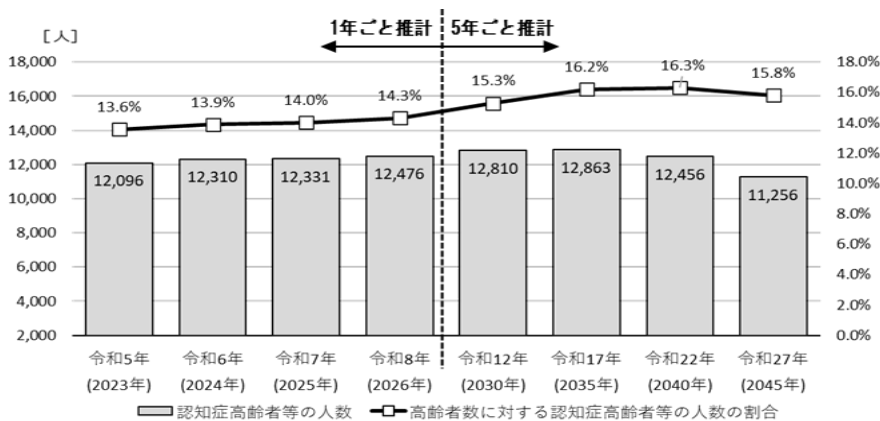
※国勢調査を基に作成

【参考：令和2（2020）年国勢調査結果における一般世帯に占める高齢単身世帯の割合の比較】



【認知症高齢者等の人数】

認知症高齢者等の人数は、令和5年（2023年）9月末時点における認知症高齢者等の出現率が将来にわたって一定であると仮定した場合、令和12年（2030年）から令和17年（2035年）にわたる期間まで、さらに増加するものと予測されます。

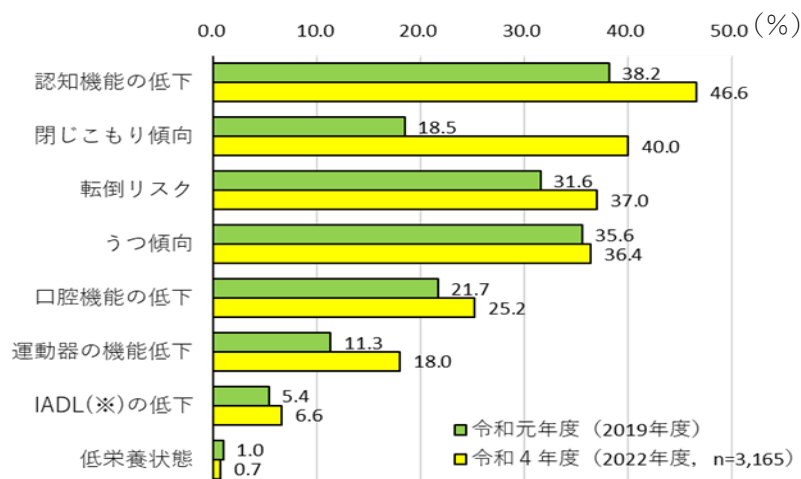


※函館市保健福祉部介護保険課資料（令和5(2023)年の9月末日現在）および
本市の要介護（要支援）認定者数に基づく推計
※第2号被保険者を含む

【身体機能等の低下リスクの該当状況】

非認定者の身体機能等の低下リスクの該当状況では、「認知機能の低下」が最も高く次いで「閉じこもり傾向」が高くなっています。

また、低栄養状態を除き、各リスク項目に該当する人の割合が令和元年度より増加傾向にあります。この要因としては、新型コロナウイルス感染症を背景とした外出自粛等の影響が相当程度あるものと考えられます。

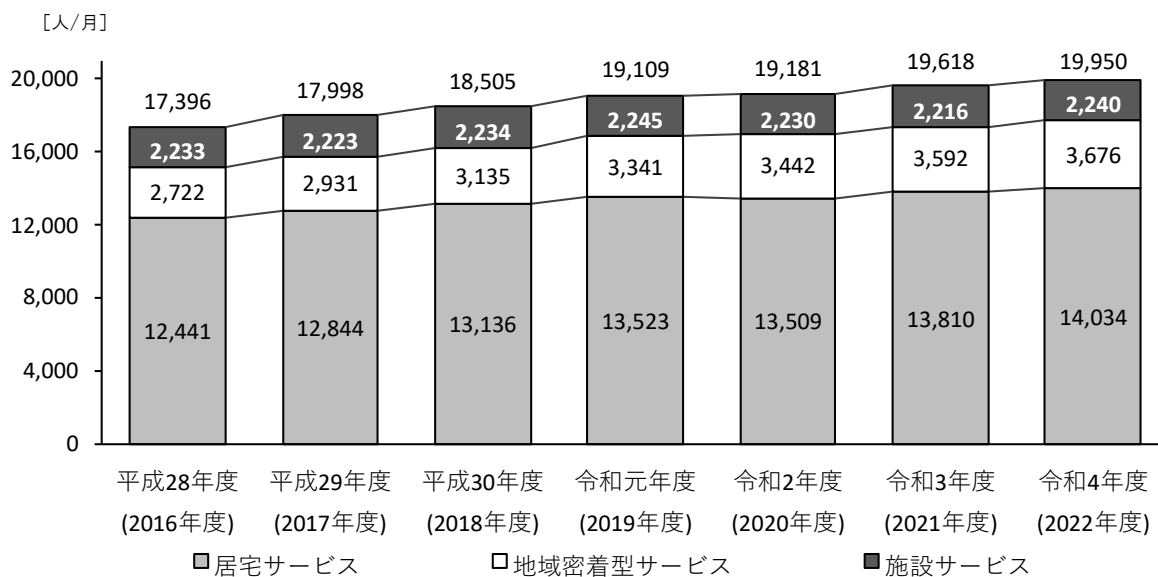


* IADL（手段的日常生活動作）とは、乗り物の利用、買物、調整、財産管理等の日常生活上の複雑な動作のことを指します。一般的に、IADLの障害が起こってから、次に、食事、更衣、移動などのADL（日常生活動作）の障害が起こるとされています。

* 出典：令和4年度（2022年度） 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【介護保険サービスの利用者数（月平均）】

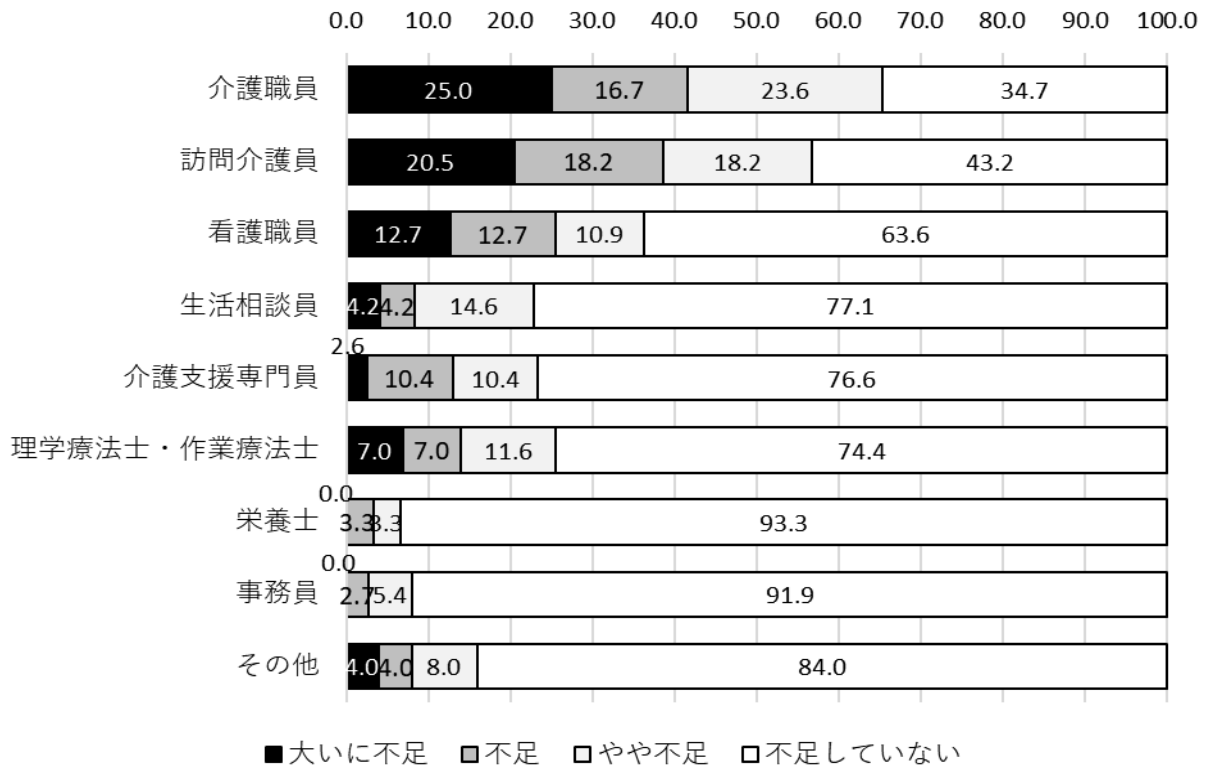
施設サービスの利用者数は横ばい、居宅および地域密着型のサービス利用者数は増加傾向にあります。



※介護保険事業状況報告を基に作成

【従業員の過不足の状況】

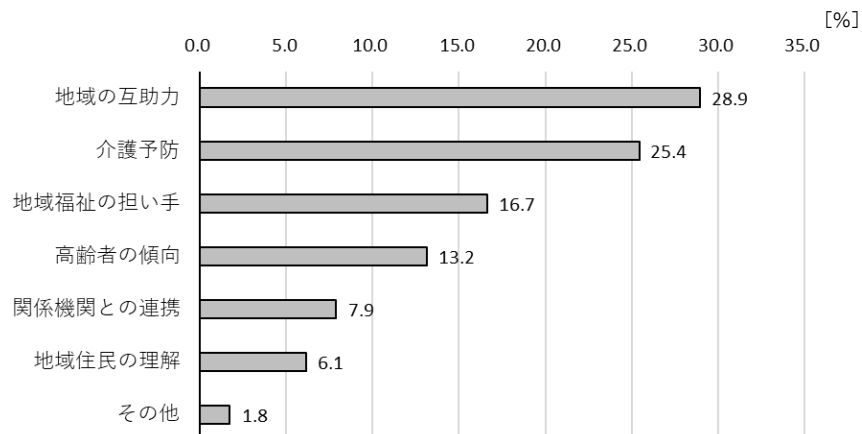
介護職員および訪問介護員の不足を感じている割合が約4割となっています。



※令和4年度（2022年度）介護人材の確保・定着に向けたアンケート調査

【地域ケア会議で抽出された地域課題】

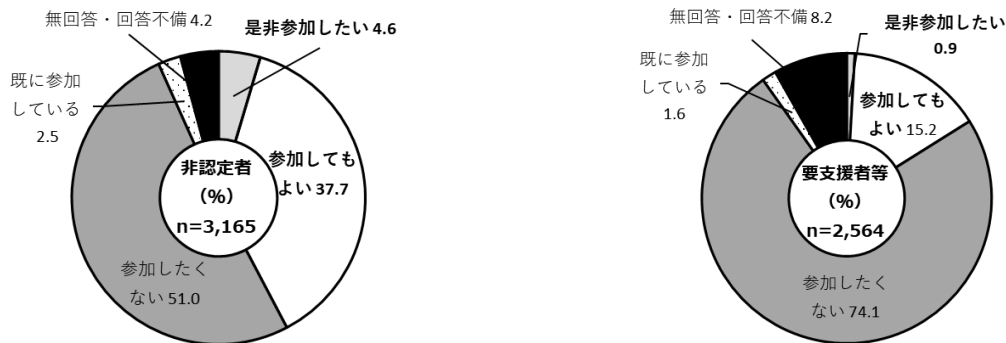
「地域の互助力」が最も高く、次いで「介護予防」が高くなっています。



* 地域ケア会議：地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の多職種が集まり、個別ケースの支援内容の検討や地域の課題について話し合う会議
 * 出典：令和4年度（2022年度） 函館市地域包括支援センター活動実績

【地域づくりに「参加者として」参加してみたい人の割合】

非認定者および要支援者等の約4割が、参加に前向きな回答をしています。



※令和4年度（2022年度）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

※非認定者…要介護等の認定を受けていない人

※認定者…要介護等の認定を受けている人のうち、要介護1～5以外の人

【高齢者をとりまく現状から考えられる課題】

本市の高齢者数は減少していきませんが、75歳以上の後期高齢者、とりわけ85歳以上の高齢者の増加が予測されるほか、15歳から64歳までの生産年齢人口が高齢者数の減り方を上回ることから、高齢化率は今後も上昇するものと見込まれます。また、一般世帯に占める高齢単身世帯および高齢夫婦世帯の数は、直近に行われた令和2年（2020年）の国勢調査時点まで増加し続けており、今後増加する医療・介護ニーズに対して高齢者の生活を支える担い手の不足が見込まれます。

また、認知症高齢者の増加が予測されるとともに、認知症の方への介護に不安を抱える方や、認知機能の低下リスクを有する高齢者が一定数存在しているほか、新型コロナウイルス感染症を背景とした、外出自粛などによる閉じこもり傾向の増加からは、身体機能の低下リスクが懸念されるところであり、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、認知症に関する正しい知識や認知症の方に関する正しい理解を深め、認知症の早い段階から、本人の意思を尊重したサービスが切れ目なく提供されることが重要であるほか、地域づくりに前向きな高齢者を地域活動へつなぐ取組みの推進が求められます。

これらのことから、高齢者やその家族が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるよう、また、支援が必要な際には、適切な支援に結び付けられるよう、介護人材の確保・育成や、介護保険制度の適正な運営など安定した介護サービスの提供を図ることはもとより、地域住民が共に支え合いながら、地域づくりを推進していくことが必要であり、多様な主体による高齢者の生活の支援体制づくりを介護予防と健康増進の取組みとともに引き続き進めていくなど、地域包括ケアシステムをより一層深化・推進する必要があります。また、これらの取り組みは、地域の互助力の低下や介護サービスを含む様々な産業の担い手の不足への対応という観点からも重要です。

さらに、介護保険サービスの利用の増加や、保険料を負担する被保険者数の減少などから、介護保険料が上昇傾向にあります。持続可能な介護保険制度の構築を図るため、被保険者の負担能力に応じた保険料のあり方について、国の動向等を踏まえた見直しが必要です。

(3) 計画の基本的な考え方と施策

ア 計画の基本理念と基本方針

第8期計画までの基本理念については、平成6年（1994年）のいきいき長寿都市宣言の趣旨である「いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして」とし、この理念の実現に取り組んでまいりました。

第9期計画期間中には、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えますが、本市における高齢者を取り巻く状況の中長期的に見据えると、75歳以上の高齢者、とりわけ85歳以上の人口の伸びが見込まれ、医療・介護を必要とする高齢者など、さまざまなニーズのある要介護（要支援）高齢者の増加のほか、介護の担い手となる生産年齢人口の急減が、全国や北海道に先行する形で進むものと見込まれます。

また、一般世帯に占める高齢単身世帯および高齢夫婦のみ世帯の割合が3割を超えているほか、認知症高齢者の増加が想定される中、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の弱体化といった社会構造の変化など、高齢者、家族および地域を取り巻く福祉ニーズは複雑化・多様化してきています。

第9期計画における基本理念は、これまでの理念の視点を踏まえ、高齢者がいきいきと暮らしていくために、一人ひとりが生きがいをもち、自分らしく活躍しながら自立した生活を送ることができるよう、環境の整備や安定した介護保険制度の運営を図るとともに、地域の多様な主体や市民相互の支え合いによる地域共生社会の実現を目指し、以下のとおり設定するとともに、3つの基本方針を掲げ、各種施策に取り組みます。

基本理念

高齢者がいきいきと暮らす、ふれあいと、ささえあいのまちをめざして

■基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を進めます。

【施策の方向性と取組の内容】

高齢化の進行や、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が増加するなか、高齢者やその介護をする家族が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるよう、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係団体や民生委員・児童委員、町会、地域住民等の多様な主体が連携し、地域で支え合える仕組みや体制づくりを推進するほか、高齢者の自立支援に資する取り組みを進めます。

また、本市における高齢者人口は減少に転じましたが、75歳以上の後期高齢者人口は今後も増加し、とりわけ85歳以上の人口割合が高まることが見込まれることから、医療と介護双方のニーズを有する高齢者や、認知症高齢者が増加するものと予測されます。

このため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を進めるとともに、認知症の人が尊厳を保持しながら、その家族等を含め、地域の理解と協力のもと希望を持って安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解の促進や相談先の周知を進めるとともに、認知症と思われる初期の段階からの困りごとに継続して支援ができる体制の構築に取り組みます。

■基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

高齢者が生きがいを持ち、自分らしく活躍しながら、能力に応じて自立した生活を送ることができるような取り組みや環境の整備等を進めます。

【施策の方向性と取組の内容】

高齢者が地域において自立した生活を営み、また介護が必要となってもその重度化を遅らせるためには、一人ひとりが、健康の維持に取り組むとともに、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

このため、介護予防や健康づくりに関する知識の普及に努めるとともに、高齢者が身近な場所で、これらの活動に取り組むことができるよう、介護予防に主体的に取り組む地域住民グループへの支援を推進します。

また、高齢者が趣味や特技、サークル活動、ボランティア活動、就業等の交流および活動ができる多様な機会や場を広げる取り組みを進めるとともに、外出支援の充実を図るほか、高齢者の自立支援を推進するため、リハビリテーションの専門職、管理栄養士および歯科衛生士と連携した取り組みを推進します。

さらに、市民、団体、行政といったあらゆる主体が連携した協働のまちづくりや、ユニバーサルデザイン化の推進などによる福祉のまちづくりを進めるほか、交通安全対策、消費者・防犯意識の啓発、防火・防災対策の強化、高齢者向けの住まいの確保やその支援などに取り組み、安心・安全な生活環境の整備を進めます。

■基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

将来にわたり、質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供環境の充実と適正な運営の確保を図ります。

【施策の方向性と取組の内容】

少子化に伴い、働き手を確保する環境は厳しさを増しており、介護分野においても人材不足が見込まれるなか、人材の確保や育成とともに、業務の効率化を図るなど、ケアの質を保ちながら、必要なサービスが安定して提供できる体制の維持に取り組むことが重要です。

このため、介護サービス事業所への新規就労や介護職の業務負担の軽減等を促進するとともに、介護分野の魅力を発信するなど、中長期的な視点を含めた人材の確保策を推進するほか、キャリアアップへの支援の拡充や介護サービス従事者を対象とした定期的な研修等を実施するなどサービスの質の向上を図るとともに、介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減などの取り組みや、国が構築を進めている、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤について、活用に向けた検討を進めるなど、ICTの活用による業務の効率化に向けた取り組みを進めます。

また、介護保険制度は公費と被保険者の保険料により運営する社会保険制度であることから、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性の確保および適正実施を推進するとともに、介護給付等の費用の適正化に取り組めます。

イ 個別施策

基本方針	基本施策	
	施策目標	個別施策
Ⅰ 地域の 支え合 いの推 進	1 共に支え合う地域づくりの推進	
	・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします ・支援を必要とする方へ早期に介入し適切な支援を行います	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待防止の推進 (5) 地域における見守り活動の推進 (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (7) 福祉コミュニティエリアにおける取組の推進
	2 在宅医療・介護連携の推進	
	・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
	3 認知症高齢者等への支援の充実	
	・認知症の方とその家族を支える地域づくりに取り組みます	(1) 知識の普及と理解の促進 (2) 認知症の方と家族への支援体制の強化 (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進 (4) 成年後見制度の利用促進
Ⅱ 自立した 環境の 整備 生活を送 ることが できる	4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
	・高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます	(1) 介護予防の普及・啓発 (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援 (3) 地域リハビリテーションの推進 (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
	5 主体的な社会参加の促進	
	・高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます	(1) 支え合い活動への参加支援 (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進 (3) 就業機会の拡大
	6 暮らしやすいまちづくりの推進	
	・高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます	(1) 市民協働の推進 (2) 安心・安全な生活の確保 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者向け住まいの確保への支援
Ⅲ 安定した 介護保 険制度の 構築	7 介護保険制度の適正な運営	
	・介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します	(1) 情報発信の充実 (2) 人材の確保・育成と業務改善の推進 (3) 事業者への支援・指導体制の充実 (4) 低所得者向け施策の実施 (5) 介護認定の公平性・公正性の確保と適正実施の推進 (6) 介護給付適正化計画の推進

ウ 個別事業

基本方針			
基本施策			
個別施策		事業名	
I 地域の支え合いの推進			
	1 共に支え合う地域づくりの推進		
	(1) 地域包括支援センターの機能強化		
	ア	地域包括支援センターの体制整備	
	イ	地域包括支援センターとの連携・協働	
	ウ	地域包括支援センターの普及・啓発	
	エ	福祉拠点としての支援の推進	
	(2) 地域ケア会議の推進		
	ア	地域ケア会議の開催	
	イ	地域ケア会議の充実	
	(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化		
	ア	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	
	イ	東部地区外出支援サービス	
	ウ	除雪サービス	
	エ	「食」の自立支援事業	
	オ	高齢者生活援助員派遣事業	
	カ	ショートステイ事業	
	キ	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	
	ク	在宅福祉ふれあいサービス事業	
	ケ	安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業	
	コ	介護支援ボランティアポイント事業	
	サ	生活支援体制整備事業	
	(4) 高齢者虐待防止の推進		
	ア	高齢者虐待防止の普及・啓発	
	イ	高齢者虐待防止ネットワークの構築	
	ウ	高齢者虐待事例への対応	
	(5) 地域における見守り活動の推進		
	ア	高齢者見守りネットワーク事業	
	イ	地域の見守り活動の普及・啓発	
	(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実		
	ア	家族介護者交流事業	
	イ	男性家族介護者交流事業	
	ウ	介護マーク配付事業	
	エ	家族介護支援員の配置	
	オ	家族介護慰労事業	
	カ	家族介護用品給付事業	
	キ	認知症サポーター養成事業	
	ク	チームオレンジの整備	
	(7) 福祉コミュニティエリアにおける取組の推進		
	福祉コミュニティエリアにおける取組の推進		

基本方針			
		基本施策	
		個別施策	事業名
I 地域の支え合いの推進			
		2 在宅医療・介護連携の推進	
		(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	PDCAサイクルに沿った在宅医療・介護連携推進事業の運営
		(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実	ア 地域の医療・介護の資源の把握 イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進 ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 エ 地域住民への普及・啓発 オ 医療・介護関係者の情報共有の支援 カ 医療・介護関係者の研修
		3 認知症高齢者等への支援の充実	
		(1) 知識の普及と理解の促進	ア 認知症ケアパスの普及および活用 イ 認知症ガイドの配布 ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施 エ 若年性認知症への理解の促進
		(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化	ア 認知症サポーター養成事業 イ 認知症カフェ認証事業 ウ 認知症地域支援推進員の配置 エ 認知症関連団体支援事業 オ チームオレンジの整備
		(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進	ア 認知症相談の実施 イ 認知症初期集中支援チームの配置 ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム
		(4) 成年後見制度の利用促進	ア 成年後見センターの設置・運営 イ 市民後見人の養成 ウ 成年後見制度利用支援事業

基本方針		
基本施策		
個別施策		事業名
II 自立した生活を送ることができる環境の整備		
4 介護予防・健康づくりによる自立の推進		
(1) 介護予防の普及・啓発		
ア 介護予防の普及・啓発		
イ 介護予防教室		
ウ 介護予防体操の普及		
エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施		
(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援		
ア 地域住民グループの支援		
イ 介護予防体操リーダーの養成および支援		
ウ 介護支援ボランティアポイント事業		
(3) 地域リハビリテーションの推進		
地域リハビリテーション活動支援事業		
(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進		
ア 心身の健康の増進		
イ 感染症の予防		
5 主体的な社会参加の促進		
(1) 支え合い活動への参加支援		
ア 介護支援ボランティアポイント事業		
イ 生活支援体制整備事業		
(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進		
ア 社会参加の促進		
イ 生涯学習の充実・促進		
ウ スポーツ活動の推進		
(3) 就業機会の拡大		
ア 高齢者の雇用の確保と促進		
イ シルバー人材センターへの支援		
ウ 就業支援の実施等		
6 暮らしやすいまちづくりの推進		
(1) 市民協働の推進		
ア 市民活動への支援		
イ 町会活動への支援		
(2) 安心・安全な生活の確保		
ア 交通安全対策の強化		
イ 消費者・防犯意識の啓発		
ウ 防火・防災対策の強化		
(3) 福祉のまちづくりの推進		
ア 道路の整備		
イ 公園・緑地等の施設整備		
ウ 公共交通の利便性の向上		
(4) 高齢者向け住まいの確保への支援		
ア 高齢者福祉施設への入所・入居		
イ 高齢者向け住宅の供給確保		
ウ 住宅改修等への支援		

基本方針			
		基本施策	
		個別施策	
			事業名
Ⅲ 安定した介護保険制度の構築			
		7 介護保険制度の適正な運営	
		(1) 情報発信の充実	
		ア	制度の周知・啓発
		イ	介護サービスに関する情報提供
		(2) 人材の確保・育成と業務改善の推進	
		ア	サービス従事者の育成と質の向上
		イ	介護職員の人材確保
		ウ	介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減
		エ	介護サービスにおける事故防止の徹底
		(3) 事業者への支援・指導体制の充実	
		ア	適正な事業者の指定
		イ	事業者への指導・監査
		(4) 低所得者向け施策の実施	
		ア	介護保険料の軽減
		イ	介護保険料の減免
		ウ	利用者負担の軽減
		(5) 介護認定の公平性・公正性の確保と適正実施の推進	
		ア	訪問調査員に対する研修・指導
		イ	適正な要介護認定の推進
		(6) 介護給付適正化計画の推進	
			介護給付適正化計画の推進

(4) 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は 10 圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを、東部圏域にはブランチ 1 か所を設置し、介護保険サービス等の相談をはじめとする高齢者への総合的な支援を行い、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進するとともに、8050 問題のように個人・家族の複雑化した問題に対応する「福祉拠点」としての相談・支援体制を整え、地域で支える福祉の実現を図ります。

<日常生活圏域の町名>

圏 域	町 名
西 部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目～3丁目, 花園町, 日吉町1丁目～4丁目
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目～3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部第1	富岡町1丁目～3丁目, 中道1丁目・2丁目, 鍛冶1丁目・2丁目
北東部第2	美原1丁目～5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目～3丁目, 石川町, 昭和1丁目～4丁目
北東部第3	山の手1丁目～3丁目, 本通1丁目～4丁目, 陣川町, 陣川1丁目・2丁目, 神山町, 神山1丁目～3丁目, 東山町, 東山1丁目～3丁目, 水元町, 亀田大森町
北 部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目～3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目～5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町
東 部	戸井地区 小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大潤町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	鍛法華地区 恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町



(5) 第9期計画における介護保険サービス等の利用量の見込み

令和6年度（2024年度）以降の介護保険サービス等の利用量の見込みについては、令和5年（2023年）9月末日時点で算出した要介護（要支援）認定者数の推計値と、令和5年度（2023年度）のサービスの利用量の見込みを基に算出しています。

施設・居住系サービス基盤の整備については、令和5年9月に実施した「介護保険施設等需給状況調査」の結果や、令和6年度以降におけるサービス利用量の見込み等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）27床分（3ユニット）の整備を計画します。なお、この整備事業者の選定にあたっては、公募を原則とします。

(人)

介護保険サービス	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	計
居宅（介護予防）サービス				
訪問サービス	94,992	96,540	97,656	289,188
通所サービス	53,652	54,120	54,576	162,348
短期入所サービス	8,652	8,772	8,952	26,376
福祉用具・住宅改修サービス	87,336	88,968	90,120	266,424
特定施設入居者生活介護	9,156	9,216	9,276	27,648
介護予防支援・居宅介護支援	115,680	116,160	116,388	348,228
計(A)	369,468	373,776	376,968	1,120,212
地域密着型（介護予防）サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,432	12,804	13,020	38,256
夜間対応型訪問介護	12	12	12	36
地域密着型通所介護	12,672	13,392	13,692	39,756
認知症対応型通所介護	828	828	828	2,484
小規模多機能型居宅介護	5,256	5,316	5,328	15,900
認知症対応型共同生活介護（注1）	10,344	10,452	10,572	31,368
地域密着型特定施設入居者生活介護（注2）	4,308	4,356	4,368	13,032
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,560	1,560	1,560	4,680
看護小規模多機能型居宅介護	1,464	1,488	1,488	4,440
計(B)	48,876	50,208	50,868	149,952
施設サービス				
介護老人福祉施設	15,696	15,852	16,008	47,556
介護老人保健施設	8,844	9,084	9,396	27,324
介護医療院（注3）	3,732	3,912	4,152	11,796
計(C)	28,272	28,848	29,556	86,676
合計(A+B+C)	446,616	452,832	457,392	1,356,840

(人)

介護予防・生活支援サービス	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	計
訪問型サービス	23,231	24,738	26,711	74,680
通所型サービス	28,617	30,473	32,903	91,993
介護予防ケアマネジメント	31,960	34,033	36,747	102,740
合計	83,807	89,244	96,361	269,412

注1：認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、令和8(2026)年度の利用量が881人/月(10,572人÷12月)となり、現定員数880床を超えることが見込まれます。

注2：地域密着型特定施設入居者生活介護については、施設の廃止に伴い、第8期計画で定める定員数435人から406人に減少しましたが、令和8(2026)年度の利用量364人/月(4,368人÷12月)は、施設廃止後の定員数(406人)との比較においても充足することから、現定員数を定員とします。

注3：介護医療院については、医療療養病床を有する医療機関からの転換意向に伴う追加的需要分として、事業所数1か所、定員数48人を見込むものとします。

(6) 計画の推進

ア 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに、施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行い、函館市高齢者計画策定推進委員会などから意見をいただきます。

また、協議経過等について本市のホームページを通じて公表します。

イ 計画における成果指標

指 標		現状値	目標値	指標設定の考え方
1	家族・親族との交流の頻度がほとんどなく、家族・親族以外との関わりもあまりない人の割合	非認定者 4.1% 要支援者等 2.8% [令和4年]	非認定者 4.1%未満 要支援者等 2.8%未満 [令和7年]	高齢者と様々な人との関わりを示す指標です。 現状値未満を目標値とします。
2	会・グループ（町会、趣味サークル等）への参加割合	51.6% [令和4年]	51.6%超 [令和7年]	高齢者の社会参加の状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。
3	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	非認定者 25.0% 要支援者等 26.7% [令和4年]	非認定者 25.0%超 要支援者等 26.7%超 [令和7年]	認知症の方やその家族が相談できる環境にあるかについて確認する指標です。現状値超を目標値とします。
4	認知症サポーター養成研修の受講者数	累計 17,363人 [令和4年度]	累計 20,000人超 [令和8年度]	認知症高齢者やその家族を支援し見守る体制の推進状況を示す指標です。 令和8年度末で累計20,000人超の受講者を目標値とします。
5	介護予防教室の開催数	630回 [令和4年度]	660回 [令和8年度]	高齢者の介護予防の取組状況を示す指標です。 令和8年度で660回を目標値とします。
6	リハビリテーションサービスの利用者割合	7.3% [令和4年度]	7.3%超 [令和8年度]	高齢者の運動・生活機能の維持向上への取組状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。
7	はこだて医療・介護連携サマリー活用機関の割合	54.4% [令和4年度]	52.5%超 [令和8年度]	在宅医療・介護連携に係る取り組みの活用状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。

※ 指標1～3の値は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による。

3 介護保険

(1) 介護保険制度の概要

ア 制度の概要

制度の特 徴	・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること ・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること ・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと ・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと
運営主体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	40 歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。 ・ 第 1 号被保険者 65 歳以上の方 ・ 第 2 号被保険者 40 歳～64 歳の方
サービスの利用	介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。 ・ 第 1 号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方 ・ 第 2 号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16 疾病）により、介護や生活支援が必要な方
サービスの利用者負担	原則として、かかった費用の 1 割または 2 割もしくは 3 割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

イ 要介護認定の状況（令和 8 年 3 月末現在）

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第 1 号被保険者	3, 668	2, 931	4, 385	3, 207	2, 279	2, 277	1, 437	20, 184
6 5 歳以上 7 5 歳未満	378	312	384	314	215	171	123	1, 897
7 5 歳以上	3, 290	2, 619	4, 001	2, 893	2, 064	2, 106	1, 314	18, 287
第 2 号被保険者	43	56	49	69	39	42	41	339
合 計	3, 711	2, 987	4, 434	3, 276	2, 318	2, 319	1, 478	20, 523

(2) 介護保険サービス

ア 在宅サービス（令和 8 年 3 月末現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	83(79)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	4(4)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	39(39)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	16(15)
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴、食事、機能訓練等	48(47)
通所リハビリテーション	老人保健施設、医療機関などでの機能訓練等	16(16)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	27(26)
短期入所療養介護	老人保健施設、医療機関などへの短期入所	11(11)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	12(12)
福祉用具貸与	車いす、ベッドなどの福祉用具の貸与	22(22)
福祉用具購入費支給	入浴、排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度 10 万円)	20(20)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給 (限度 20 万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等 (利用者負担なし)	95 (10)

※ 事業者数欄の () 内の数は、介護予防サービス提供事業者数

((令和 7 年度実績 ※介護予防・生活支援サービス事業分を含む))

区 分	総件数	総利用実日数	1 件当りの利用日数
訪問介護	55,954	562,686	10.1
訪問入浴介護	1,410	6,356	4.5
訪問看護	23,581	143,895	6.1
訪問リハビリテーション	10,942	55,433	5.1
居宅療養管理指導	42,266	89,474	2.1
通所介護	64,699	438,324	6.8
通所リハビリテーション	17,368	104,946	6.0
短期入所生活介護	8,521	134,521	15.8
短期入所療養介護	367	3,452	9.4
特定施設入居者生活介護 (短期利用含む)	8,532	248,625	29.1
福祉用具貸与	89,255	2,573,109	28.8
福祉用具購入費支給	1,298	—	—
住宅改修費支給	1,004	—	—
居宅介護支援介護予防支援	150,195	—	—

イ 地域密着型サービス（令和 8 年 3 月末現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	16(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	0(-)
地域密着型通所介護	デイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	41(40)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	5(4)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	17(17)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援 2 以上）	47(47)
看護小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	4(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	13(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	5(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数
（令和 7 年度実績）

区 分	総件数	総利用実日数	1 件当りの利用日数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,219	397,524	28.0
夜間対応型訪問介護	0	0	-
地域密着型通所介護	12,706	94,821	7.5
認知症対応型通所介護	899	12,531	13.9
小規模多機能型居宅介護 （短期利用含む）	4,585	95,912	20.9
認知症対応型共同生活介護 （短期利用含む）	9,873	286,990	29.1
複合型サービス（短期利用 含む）	1,273	27,979	22.0
地域密着型特定施設入居 者生活介護（短期利用含 む）	4,288	124,479	29.0
地域密着型介護福祉施設 サービス	1,629	47,358	29.1

ウ 施設サービス（令和 8 年 3 月末現在）

区 分	内 容	施設数	定員
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な 方が入所する施設	17	1,351 人
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケ アが必要な方が入所する施設	8	896 人
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズに対応するた め、医療と介護を一体的に受けることがで きる施設	4	360 人

※ 施設サービスの利用は、要介護 1 以上の方です。

(令和 7 年度実績)

区 分	総件数	総利用実日数	1 件当の利用日数
介護老人福祉施設サービス	14,317	412,513	28.8
介護老人保健施設サービス	9,072	256,904	28.3
介護医療院サービス	3,123	90,268	28.9

(3) 利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則かかった費用の 1 割、また、65 歳以上の第 1 号被保険者であって、一定以上の所得がある方は 2 割、特に所得の高い方は 3 割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

ア 利用者負担軽減の状況（令和 7 年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 (障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定 率負担額が 0 円だった方の利用者負担を全額免除)	0 人	0 人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 (利用者負担額 (1 割分) を 50%または 25%軽減 生活保護受給者の居住費を 100%軽減)	1,407 人	118 人
負担額限度額対象者 (施設入所者等の食費・居住費の一部負担軽減)	23,595 人	1,966 人
特定負担額限度額対象者 (特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減)	12 人	1 人
高額介護 (介護予防) サービス費支給対象者 (月額利用者負担の一定額以上を給付)	40,331 人	3,361 人

(4) 保険料

保険料は、65 歳以上の方（第 1 号保険料）と 40 歳から 64 歳までの方（第 2 号保険料）では異なります。

ア 第 1 号保険料

第 1 号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて 13 段階に分けられており、基準額（第 5 段階の額）は月額 6,640 円となっています。

(7) 段階別の保険料（令和 8 年度）

区 分	要 件		算定式	月額保険料	被保険者数
第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下	世帯全員 が市民税	基準額 ×0.285	1,892 円	22,951 (26.4%)
第 2 段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円超～120 万円以下	非 課 税	基準額 ×0.485	3,220 円	9,329 (10.7%)
第 3 段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超		基準額 ×0.685	4,549 円	8,565 (9.9%)
第 4 段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下	世帯の中 に市民税	基準額 ×0.9	5,975 円	7,226 (8.3%)
第 5 段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円超	課税者が いる世帯	基準額 ×1.0	6,640 円	6,722 (7.8%)
第 6 段階	・本人の合計所得金額が 120 万円未満	本 人 が 市 民 税 課 税	基準額 ×1.2	7,968 円	10,282 (11.8%)
第 7 段階	・本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満		基準額 ×1.3	8,631 円	12,199 (14.1%)
第 8 段階	・本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満		基準額 ×1.5	9,960 円	4,915 (5.7%)
第 9 段階	・本人の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満		基準額 ×1.7	11,288 円	1,837 (2.1%)
第 10 段階	・本人の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満		基準額 ×1.9	12,615 円	932 (1.1%)
第 11 段階	・本人の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満		基準額 ×2.1	13,944 円	447 (0.5%)
第 12 段階	・本人の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満		基準額 ×2.3	15,271 円	261 (0.3%)
第 13 段階	・本人の合計所得金額が 720 万円以上		基準額 ×2.4	15,935 円	1,131 (1.3%)

※ 第 1 ～ 3 段階には、保険料の基準額に対する割合を引き下げる軽減を実施しています。

※ 月額保険料は、基準額の月額に所得段階別の割合を掛けて、円未満の端数を四捨五入した金額を表示していますので、実際の保険料の額とは必ずしも一致しない場合があります。

※ 被保険者数は令和 8 年 5 月末現在の内訳です。4・5 月に資格取得した者は除きます。

(イ) 令和 7 年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特 別 徴 収	普 通 徴 収	滞納繰越分	合 計
調定額	5,406,984	577,307	30,501	6,014,792
収入済額	5,406,984	563,526	136,401	5,984,150
収納率	100%	97.6%	447%	99.5%

(ウ) 低所得者などに対する保険料の軽減等

- ・ 災害（震災・風水害・火災等）、失業、その他の理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予したり、減免が受けられる場合があります。
- ・ 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成 13 年度（10 月）

内 容 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方について、条例に定める減額賦課を行う前の第 1 段階の保険料に軽減します。

イ 第 2 号保険料

第 2 号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

(5) 地域支援事業

ア サービス・活動事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 要支援者等に対し、要支援状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を行うため、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護に相当するサービスのほか、生活援助のみの訪問サービスや、運動機能・口腔機能の向上を目的とした通所サービスを実施します。

令和 8 年度予算額 1,353,467 千円

イ 介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護予防活動のきっかけ作りを狙いとする「フレイル予防体力測定会」の実施のほか、より実践的な知識の習得や運動等を行う「介護予防教室」等の開催をはじめ、「はこだて賛歌 de 若返り体操」DVDの配布、町会・老人クラブ等の団体に対する講話と実技の指導など、住民主体の介護予防の推進についても取り組みます。

令和 8 年度予算額 51,473 千円

ウ 地域住民グループ支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域で介護予防に取り組むグループの支援を行うほか、市が養成した介護予防体操リーダーの支援のため、「フォローアップ講座」や「ゆる元体操中級指導者認定講座」を開催します。

令和 8 年度予算額 257 千円

エ 介護支援ボランティアポイント事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 40 歳以上の市民が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金または商品との交換ができる体制を構築することにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ります。
市が養成した住民グループの自主活動促進のための「介護予防体操リーダー（ボランティア）」に対して、その活動を支援する取り組みを行います。

令和 8 年度予算額 2,279 千円

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）および管理栄養士・栄養士、歯科衛生士の関与を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

令和 8 年度予算額 2,195 千円

カ 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域（10 圏域）に 1 か所ずつ「地域包括支援センター」を設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・地域のネットワーク構築、高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談支援業務
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護業務
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように支援をする地域ケア会議推進事業
- ・住宅改修理由書を作成する住宅改修支援事業

令和 8 年度予算額 309,931 千円

キ 在宅医療・介護連携推進事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療と介護のサービスを一体的に提供する体制を構築するため、医療や介護の関係多職種で構成する協議会および部会・分科会を設置し、在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制や、サービスの提供体制について協議を進めるほか、平成 29 年 4 月に設置した医療・介護連携支援センターにおいて、それらの仕組み等を全市的に広げる取り組みを進めます。

令和 8 年度予算額 30,384 千円

ク 生活支援体制整備事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の一つとして、市全域で 1 か所、日常生活圏域ごとに各 1 か所の生活支援コーディネーターを配置し、地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を図ります。

令和 8 年度予算額 52,258 千円

ケ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に解放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加してもらうことにより心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

令和 8 年度予算額 934 千円

コ 男性家族介護者交流事業

開始年度 平成 29 年度

内容 男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じて精神的な不安の解消を図ります。

開催回数 6 回（令和 7 年度）

令和 8 年度予算額 183 千円

サ 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 2（認定調査時の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のものに限る）または要介護 3・4・5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービス（福祉用具貸与、特定福祉用具販売および住宅改修を除く。）の利用日数が 10 日以内の方を、在宅で現に介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

令和 8 年度予算額 6,365 千円

シ 家族介護支援員の配置

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者や認知症の人在宅で介護している家族の悩み等を受け止め、介護負担を軽減するため面接や電話およびメール等で相談支援を行います。

相談件数 730 件（令和 7 年度 延件数）

令和 8 年度予算額 337 千円

ス 介護マーク配付事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 認知症等の人の家族が、駅のトイレで付き添うときなどに偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マーク名札を配付し、介護者を温かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

令和 8 年度予算額 19 千円

セ 家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 3・4・5」と認定された市民税非課税世帯の方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 5,000 円まで）を給付します。

令和 8 年度予算額 9,321 千円

ソ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、在宅のひとり暮らしの高齢者等または身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯に、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行うことにより、高齢者等の地域における自立した生活を支援します。

年 度	R5	R6	R7
延利用食数	10,453	11,595	13,635

令和 8 年度予算額 7,087 千円

費用の負担 受託事業者が利用者から 1 食あたり 400 円を徴収

タ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう、生活援助員が生活相談、助言、安否の確認、各種情報の提供、緊急時の対応、一時的な疾病等の対応、関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地 4 号棟（40 戸）

令和 8 年度予算額 6,705 千円

チ 地域ケア会議推進事業

開始年度 平成 22 年度

内 容 民生児童委員等の地域関係者や福祉・保健・医療の専門職、行政等が市全域に共通する地域課題を共有し、解決策の検討を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、周知や会議等を開催します。

- ・函館市地域ケア全体会議
- ・ケアプラン検討事業

実施状況	年度	地域ケア全体会議		ケアプラン検討事業	
		回数	参加者	回数	参加者
	5	1 回	170 名	4 回	34 名
	6	1 回	119 名	3 回	24 名
	7	1 回	102 名	1 回	9 名

令和 8 年度予算額 2,302 千円

(6) 認知症施策

ア 認知症介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 軽度認知障害（MC I）のスクリーニングテストを行うことにより，認知症予防の取組みの推進を図るほか，町会・老人クラブ等の団体に対して，認知症の予防や早期発見，早期診断等の認知症に関する講話を行います。

令和 8 年度予算額 1,885 千円

イ 函館市高齢者のための SOS ネットワーク事業

開始年度 令和 7 年度（北海道渡島保健所，北海道警察函館方面本部生活安全課，函館市保健福祉部高齢福祉課が事務局としての事業は平成 9 年度から開始）
内 容 一人歩き等により行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し，保護するとともに，適切な支援につなげます。

函館市 ANSIN メール配信件数

年 度 \ 区 分	件 数
R5	12
R6	5
R7	9

ウ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち，地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより，認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

年 度 \ 区 分	実施回数	参加者数
R5	45	1,313
R6	51	1,588
R7	48	1,625

令和 8 年度予算額 325 千円

エ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で、一定の要件に該当する方に、市長申立てを行うほか、成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

区 分 年 度	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
R5	27	1	87
R6	21	0	100
R7	13	3	105

令和 8 年度予算額 35,447 千円

オ 認知症地域支援・ケア向上事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療および介護サービス等の関係機関との連携を図るための支援や、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を市および各地域包括支援センターに配置し、誰でも集える認知症カフェを開催するなどにより、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

令和 8 年度予算額 14,244 千円

カ 認知症初期集中支援推進事業

開始年度 平成 30 年度

内 容 「認知症初期集中支援チーム（はこだてオレンジケアチーム）」を配置し、認知症専門医の指導のもと、保健師、介護支援専門員等の専門職が、認知症の人やその家族を訪問し、適切な医療や介護サービスにつなげるなど初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行うことで、認知症の方の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

令和 8 年度予算額 7,662 千円

キ 函館市成年後見センター

開始年度 平成 28 年度

内 容 急速な高齢化に伴い増加傾向にある認知症高齢者や、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度に関するワンストップ窓口として、相談から利用に至るまでの支援や、新たな担い手である市民後見人の育成・活動支援を行うとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等とのコーディネート機能を担うなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

令和 8 年度予算額 19,654 千円

(7) 介護従事者確保施策

ア 介護職員等資格取得支援事業

開始年度 令和 5 年度

内 容 介護職員初任者研修および介護福祉士実務者研修の受講費用の一部を補助し、市内の介護保険事業所または一部の障がい福祉サービス事業所等における新たな人材の参入と職員の定着・キャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービスの提供を図ります。

実施状況 ※令和 4 年度まで「介護職員初任者研修受講支援事業（介護職員初任者研修のみ補助対象）」として実施

年度	補助件数	
	介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修
令和 3 年度	25 人	—※
令和 4 年度	27 人	—※
令和 5 年度	16 人	39 人
令和 6 年度	16 人	23 人
令和 7 年度	11 人	40 人

令和 8 年度予算額 2,024 千円

イ 介護助手活用促進事業

開始年度 平成 30 年度

内 容 介護事業所が介護職の業務の見直しを行い、地域人材を直接介助以外の補助業務に従事する「介護助手」として雇用した場合に雇用奨励金を交付し、介護職の業務負担の軽減や、介護職が専門性の高い業務に注力できるよう労働環境の改善を図り、介護職の職場定着と介護人材の確保につなげます。

年度	参加事業者	就労マッチング希望者	就労マッチング者
令和 3 年度	3 事業者	13 人	7 人
令和 4 年度	1 事業者	18 人	3 人
令和 5 年度	1 事業者	18 人	3 人
令和 6 年度	1 事業者	10 人	3 人
令和 7 年度	1 事業者	2 人	1 人

令和 8 年度予算額 600 千円

ウ 介護人材確保・育成促進事業

開始年度 令和5年度

内 容 介護事業所への就労を希望している潜在介護職員等を対象とした講義や実技演習、職場体験会、企業説明会を実施するとともに、既に就労している介護職員を対象としたコミュニケーションやリーダーシップ・マネジメントスキル等に関するセミナーを実施し、就労定着から就労後のフォローアップまで一体的に支援することで、更なる介護人材の確保を図ります。

実施状況 ※令和4年度まで「介護のしごと就労マッチング事業」として実施

令 和 5 年 度	区分	内容	参加者数
	就労支援セミナー	講義・演習	29人
	職場体験会	職場体験	13人
	企業説明会(2回)	事業者との面接会	77人
	介護職員向けセミナー	スキルアップセミナーの開催	614人
	市内介護関係への就労者		21人

令 和 6 年 度	区分	内容	参加者数
	就労支援セミナー	講義・演習	34人
	職場体験会	職場体験	14人
	企業説明会(2回)	事業者との面接会	51人
	介護職員向けセミナー	スキルアップセミナーの開催	442人
	市内介護関係への就労者		25人

令 和 7 年 度	区分	内容	参加者数
	就労支援セミナー	講義・演習	27人
	職場体験会	職場体験	16人
	企業説明会(2回)	事業者との面接会	53人
	介護職員向けセミナー	スキルアップセミナーの開催	237人
	市内介護関係への就労者		19人

令和8年度予算額 8,488千円

エ 「介護のしごと魅力発信教室」開催事業

開始年度 令和4年度

内 容 市内の小・中学生等を対象に、介護の仕事の魅力に関する講義や高齢者支援の疑似体験を実施し、若年層の介護の仕事への関心を高め、将来の介護人材の確保を図ります。

※障がい等への理解を深めるためのノーマリー教室事業メニューのひとつとして実施

実施状況

年度	受講者数
令和4年度	374人
令和5年度	61人
令和6年度	315人
令和7年度	138人

令和8年度予算額 605千円

オ 介護人材養成活動支援事業

開始年度 令和5年度

内 容 市内の介護福祉士養成施設や学校が本来の教育活動とは別に行う、介護への理解促進やイメージの向上に関する自主的な取り組みに対し支援金を交付し、小・中学生等の若い世代に介護への理解促進やイメージの向上を図ります。

実施状況

年度	参加者数
令和5年度	552人
令和6年度	552人
令和7年度	526人

令和8年度予算額 1,500千円

カ 介護人材等地域定着奨励金

開始年度 令和6年度

内 容 市内に所在する介護保険事業所または一部の障害福祉サービス事業所等において、初めて介護職員等として就労を開始した方に対し、新規就労および継続就労の奨励金を支給することで新規就労の促進および定着支援を図ります。

実施状況

年度	交付者数		
	新規		継続
		うち資格あり	
令和6年度	68人	38人	—
令和7年度	69人	25人	63人

令和8年度予算額 26,500千円

キ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

開始年度 令和7年度

内 容 市内に所在する訪問介護等サービス提供する事業所において、経営の安定化およびサービス提供体制の確保を支援することにより、地域における必要なサービスの継続的な提供を図ります。

実施状況	支 援 内 容		
	年度	研修体制の構築	広報活動
	令和7年度	6 件	1 4 件

令和8年度予算額 10,862 千円

費用の負担 補助基準額の4分の3または3分の2の国庫補助があります。

4 高齢者福祉サービスの推進

(1) 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課、亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

楸法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

活動状況（令和7年度）

区分	生活援助員派遣		食の自立支援事業	
	相談	訪問	相談	訪問
高齢	73	0	69	0
亀田	4	0	18	0
戸井	1	0	－	－
恵山	0	0	－	－
楸法華	0	0	－	－
南茅部	1	0	－	－
計	79	0	87	0

区分	東部 外出支援		緊急通報 システム		除雪		老福ショート ステイ		虐待対応	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問
高齢	15	0	507	0	155	0	208	0	2,031	87
亀田	－	－	71	0	105	0	29	0	6	0
戸井	58	0	18	0	7	0	6	0	0	0
恵山	4	0	7	0	7	0	0	0	0	0
楸法華	50	0	1	0	5	0	0	0	0	0
南茅部	11	0	18	0	3	0	1	0	0	0
計	138	0	622	0	282	0	244	0	2,037	87

活動状況つづき（令和７年度）

区分	障害者控除		いきいき住まいリフォーム		養護老人ホーム入所		在宅介護相談	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問
高齢	149	0	43	0	161	1	867	1
亀田	17	0	5	0	1	0	1,005	0
戸井	0	0	0	0	0	0	38	0
恵山	0	0	0	0	0	0	0	0
楳法華	0	0	0	0	0	0	8	0
南茅部	0	0	0	0	0	0	147	0
計	166	0	48	0	162	1	2,065	1

区分	保健・医療相談		合計	
	相談	訪問	相談	訪問
高齢	13	0	4,291	89
亀田	11	0	1,272	0
戸井	0	0	128	0
恵山	0	0	18	0
楳法華	0	0	64	0
南茅部	0	0	181	0
計	24	0	5,954	89

(2) 高齢者等在宅生活支援事業

ア 東部地区外出支援サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

令和 8 年度予算額 6,814 千円（高齢分）

イ 除雪サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

令和 8 年度予算額 6,875 千円

ウ 生活援助員派遣サービス

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的で軽易な生活援助サービスを行います。

令和 8 年度予算額 213 千円

費用の負担 受託事業者が利用者から作業 1 時間あたり 120 円（1 回 2 時間まで）を徴収

実施状況

区 分 / 年 度	R5	R6	R7
外 出 支 援	延 1,882 人	延 1,721 人	延 1,786 人
除 雪	延 854 件	延 933 件	延 985 件
生 活 援 助 員	延 90 件	延 108 件	延 107 件

(3) ショートステイ事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者を一時的に短期入所生活介護施設に入所させ、生活指導等のサービスを提供し、当該高齢者およびその家族の福祉の向上を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等 36 施設

令和 8 年度予算額 2,097 千円

費用の負担 受託事業者が利用者から日額 773 円、送迎片道 184 円を徴収
（その他食費、滞在費、日常生活費は自己負担）

(4) 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配布し、万一の際の救急活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準じる世帯

令和 8 年度予算額 50 千円

(5) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

開始年度 平成 4 年度

内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより、日常生活における不安感を取り除き、安心して生活ができるようにします。

対 象 者 おおむね 65 歳以上の者で、次の条件のいずれかを満たす者。

ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方

イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方

ウ ア、イの要件を満たさない 85 歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方

エ ひとり暮らし以外でも、ア、イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備 ・緊急通報 … 消防本部 ・相談通報 … 保健福祉部高齢福祉課

端末機の

整備状況

年 度	R5	R6	R7
新規設置台数	161	171	159
年度末設置台数	1,261	1,248	1,214

令和 8 年度予算額 25,768 千円

(6) 在宅福祉ふれあい事業

開始年度 平成 3 年度

内 容 地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に補助し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

実施主体 社会福祉法人函館市社会福祉協議会

事業内容 ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業

町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等

イ ボランティア団体が行う地域福祉活動の支援に関する事業

ボランティア活動を実践している団体に対する援助等

ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康づくりおよび生きがいの推進に関する事業

世代間交流活動等の地域福祉活動へ援助

エ 在宅福祉事業の促進に関する事業

補 助 率 ボランティア等の育成，地域における福祉活動の普及・啓発等

対象経費の10分の9，10分の10

令和8年度予算額 43,640 千円

(7) 生活支援ハウス運営事業

開始年度 平成13年度

内 容 独立して生活することに不安のある高齢者に対し，介護支援機能，居住機能，交流機能を提供することにより，安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援します。

施 設 数 2施設

令和8年度予算額 34,729 千円

費用の負担 市が利用者の負担能力に応じて負担金を徴収。

(8) 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度 平成17年度 (※ 中核市移行により平成17年10月北海道から移管)

内 容 老人福祉の増進を図るため，函館市に所在する軽費老人ホームに対し，運営費の補助をします。

施 設 数 5施設

令和8年度予算額 150,000 千円

5 高齢者の生きがいのづくりの推進

(1) 高齢者交通料金助成事業

開始年度 平成 30 年度（高齢者交通料金助成券は平成 29 年度で廃止）
内 容 函館市内で交通系 IC カード「イカすニモカ（ICASnimoca）」を使用して市電または函館バスに乗車した際、運賃の半額分のポイントを付与することにより交通料金を助成します（年間上限 10,000 円）。
対 象 者 函館市に住所を有する満 70 歳以上の高齢者
（障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。）
令和 8 年度予算額 81,391 千円

(2) 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度
内 容 旧恵山町，旧榎法華村および旧南茅部町地区において，所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより，高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については，各地区毎で異なります。なお，旧恵山町地区においては，障がい者，母子家庭の方への優待も行っています。
令和 8 年度予算額 8,568 千円
費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

(3) 老人クラブ運営費補助事業

開始年度 昭和 38 年度
内 容 高齢者の知識および経験を生かし，生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ，老後の生活を豊かなものにするとともに，明るい長寿社会づくりを目的に，老人クラブに運営費を補助します。

会員数の 状 況	区分 / 年度	R5	R6	R7
	クラブ数	80	78	76
	会員数（人）	3,302	3,161	2,975

補 助 額 1 クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,400 円（令和 8 年度改正）
令和 8 年度予算額 5,733 千円

(4) 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度
内 容 高齢者の社会活動を促進するため，老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。
令和 8 年度予算額 10,061 千円

(5) 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和 41 年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9 月を中心とする約 1 か月間

会場：市役所 1 階市民ホール

出品参加者 1,227 人 出品数 810 点（令和 7 年度）

令和 8 年度予算額 6 千円

(6) 老人福祉センター

高齢者（60 歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人 福祉センター	谷地頭老人 福祉センター	総合福祉センター内 老人福祉センター
所 在 地	湯川町 1 丁目 7 番 26 号	谷地頭町 13 番 18 号	若松町 33 番 6 号
種 別	A 型	A 型	B 型
敷 地 面 積	2,500㎡	1,328.57㎡	総合福祉センター 2 階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	ブロック造平屋建 670.53㎡	鉄筋コンクリート造 2 階建 958.86㎡	
総 工 費	57,080 千円	559,535 千円	—————
開設年月日	昭和 45 年 4 月 1 日	昭和 49 年 1 月 19 日 平成 11 年 8 月 1 日 移転改築	平成 6 年 4 月 1 日
入 浴 設 備	温泉を使用	温泉を使用	無
利 用 時 間	午前 9 時 30 分～ 午後 4 時 30 分	午前 9 時 30 分～ 午後 4 時 30 分	午前 9 時～ 午後 5 時
料 金	無 料	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	日曜日	月曜日

利用状況

年 度 施設名	R2		R3	
	利用者※ (うち入浴利用者)	1 日平均※ (うち入浴利用者)	利用者※ (うち入浴利用者)	1 日平均※ (うち入浴利用者)
湯 川	7,279 (2,858)	27 (11)	6,712 (0)	23 (0)
谷 地 頭	3,469 (2,247)	13 (8)	2,892 (0)	10 (0)
総合福祉センター内	18,489	60	20,849	68
計	29,237 (5,105)	100 (19)	30,453 (0)	101 (0)
年 度 施設名	R4		R5	
	利用者※ (うち入浴利用者)	1 日平均※ (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1 日平均 (うち入浴利用者)
湯 川	15,972 (7,869)	55 (27)	42,906 (35,659)	146 (122)
谷 地 頭	10,362 (6,875)	35 (23)	30,922 (28,086)	106 (96)
総合福祉センター内	22,161	72	25,502	84
計	48,495 (14,744)	162 (50)	99,330 (63,745)	336 (218)
年 度 施設名	R6		R7	
	利用者 (うち入浴利用者)	1 日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1 日平均 (うち入浴利用者)
湯 川	44,572 (36,174)	153 (124)	44,177 (36,177)	151 (123)
谷 地 頭	33,000 (29,430)	113 (101)	33,322 (29,922)	114 (102)
総合福祉センター内	24,288	80	21,049	76
計	101,860 (65,604)	346 (225)	98,548 (66,099)	341 (225)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月28日から5月25日まで臨時休館。令和2年5月26日～令和4年12月12日（湯川老人福祉福祉センター）、令和2年5月26日～令和4年11月27日（谷地頭老人福祉センター）入浴サービス休止。

令和8年度予算額 74,214 千円（総合福祉センター内老人福祉センターの経費は除く。）

6 要援護高齢者対策の推進

(1) 養護老人ホーム

施設の目的 65 歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

(令和8年4月1日現在)

措置状況

区 分	施設数	措置者数
市 内 施 設	2 か所	241 人
市 外 施 設	12	43 人
計	14	284 人

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），三杉荘（せたな町），静山荘，慈啓会ふれあいの郷（札幌市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），潮見老人ホーム（東京都江東区），聖明園曙荘（東京都青梅市），豊寿園（千葉県船橋市），津軽ひかり荘（青森県弘前市），ひのき（江差町）

令和8年度予算額 573,023 千円

費用の負担 市が本人や扶養義務者の負担能力に応じて負担金を徴収。

(2) 高齢者虐待防止等対策事業

開始年度 平成 22 年度

内 容 ア 函館市高齢者・障がい者虐待防止等対策協議会

司法関係者，学識経験者等各分野の専門家や医療関係，介護関係，警察等関係団体の代表者によって構成される会議を開催し，高齢者虐待や障がい者虐待等に関する情報交換，関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

イ 普及啓発活動

・講演会の開催・リーフレットの配付・ポスター展の開催

令和8年度予算額 412 千円

(3) 高齢者虐待への対応

内 容 高齢者虐待防止法に基づき、市の責務として関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実 績 ○養護者による高齢者虐待の現状（６５歳未満は含まず）

	新規受理・対応継続	虐待判断	身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的	虐待ではない	判断に至らず	調査中	対象年度以前に虐待判断済で対応継続
R 5 年度	177件 (新規143件)	60件	35件	9件	6件	0件	17件	81件	2件	13件	21件
R 6 年度	176件 (新規135件)	47件	22件	11件	3件	0件	12件	85件	0件	16件	28件
R 7 年度	162件 (新規116件)	46件	24件	5件	5件	0件	12件	81件	0件	7件	28件

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

※虐待判断は養護関係（高齢者を養護する方）にある方を対象とする

○養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（６５歳未満は含まず）

	新規受理・対応継続	虐待判断	身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的	虐待ではない	判断に至らず	調査中	対象年度以前に虐待判断済で対応継続
R 5 年度	22件 (新規15件)	8件	6件	2件	3件	0件	1件	0件	6件	4件	4件
R 6 年度	32件 (新規26件)	9件	3件	6件	3件	1件	0件	0件	18件	5件	0件
R 7 年度	35件 (新規28件)	6件	0件	0件	2件	0件	4件	5件	21件	3件	0件

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

(4) 高齢者見守りネットワーク事業

開始年度 平成 20 年度

内 容 高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう、地域住民と事業所、行政など関係機関が相互に連携・協力し、高齢者の見守り体制を構築するとともに、支援が必要な高齢者を早期に把握し、適切な支援につなげます。

実施状況 ①高齢者の実態把握

地域包括支援センターが介護保険サービス等を利用していない高齢者宅を訪問し実態把握を行うとともに、必要時、適切な支援につなげます。

- ・ 65歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成20～24年度）
- ・ 65歳以上高齢者のみ世帯を対象とした実態把握（平成25～28年度）
- ・ 75歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成29年度～）

②見守り協定の締結

事業の趣旨に賛同する民間事業者等と協定を締結し、通常の業務活動中に支援や保護を求められた場合、訪問先などで異変等を発見したときに市に通報していただき、市は関係機関と連携し適切な対応を行います。

- ・ 協定締結事業者数（令和7年4月1日現在） 26事業者